

— 南北朝・足利・戦国時代の女性像をめぐって —  
下田歌子の『日本の女性』(2)

佐藤 雅男

下田歌子(二八五四—一九三六)の『日本の女性』は、大正二年(一九一三年)に初版が出て、その後、昭和八年(一九三三年)に改訂(「下田歌子著作集 香雪叢書 第三卷」)された。この著作には、日本の古代から近世の歴史を背景に、各時代を代表する様々な女性像が描かれている。それは温故知新の精神で、近代日本の女性の新たな生き方を模索した、女性による女性の本格的な思想史研究である。

下田は「第一章 序論」で、芳賀矢一の『国民性十論』(一九〇八年)への親炙を述べる。そして日本の女性史の過程を、古代から奈良時代までは、「品位格式」が第一義で、平安時代には、そこに「品格趣味」が加わり、そうした「情念偏重」が鎌倉から

明治時代に「節義貞操」に変遷したと言う。

『日本の女性』は、全十二章と六十六人の女性の節で構成され、「第六章」から「第十一章」までに、女性の「節義貞操」という主題の一貫性がある。以前、私は、下田歌子の『日本の女性』の鎌倉時代の女性像をめぐって論じた。<sup>2</sup> 本稿では、「第八章 南北朝足利幕府及び戦国時代の婦人界」と「第九章 南北朝足利戦国時代の婦人」を取り上げて、下田の文章を、こちら側の言葉で摘要しながら、テキストの主要部分は其の儘に引用し、彼女の思想表現の特質を検討する。また「第九章」で描かれた女性像には、『太平記』などの軍記物語や、『大日本史』『日本外史』『明良洪範』の歴史書、そして下田と同時代的には『偉人と母』など様々な典

扱が想定されるので、その関連にも触れてみたい。先ずは、「第八章」の「一、歴史上の概観」から下田の論旨を辿ってみよう。

語る。

## 一、『太平記』の時代

鎌倉幕府は、源氏三代・藤原二代・皇族四代の将軍、そして北條氏の執権七代で滅亡した。そこには、武士の思想の発現があり、弘安の役（一二八一年）という大事件は国民的団結を促進した。

下田は、鎌倉と足利時代は、女性の心理的発達という点では、同じ歩調であったと言う。だが、時代の武士的気風は同様でも、女性の「貞節」に対する要求は、足利時代には更に厳しく、「貞女兩夫に見えず」に傾いた。また、この時代の物語に現れた女性の伝記や逸話は、平安と異なつて宮廷の事項が減り、全国各地の諸侯や武士の妻の話が増えた。そして乱世が続ぎ、武士には女性が足手纏いになり、女性自身も不甲斐無さを感じることが多くなつた。武士は勇敢でなければならず、女性や子供に執着しては、思い切つた戦も出来ない。それで、「男子一度家を出て、は、其の妻子を顧ず」の心意気が誇りとなつた。

この時代の『太平記』には、「越中守護自害ノ事、付タリ怨霊ノ事」（巻第十一）のような男女の情を罪悪視し、その執着ゆえに永劫の苦痛を受ける話が描かれている。下田は、その場面を次の様に

名越遠江守時有的二塚の城の落城した時に、三組の夫婦が死にました。是の夫婦が亡魂幽霊となつて、猶も情愛の執着消えやらず、松濤蘆花旅泊の物凄き夜々、沖には女の泣き悲しむ声が聞え、陸よりは三人の男が便船を頼んで争いて舟屋形に乗り込み、暫くすると、三人の女房が色々の衣に紅き袴踏みくゝみて、波上に浮び出で、両方から相近づかんとすれば、猛火俄に燃え上る。斯くて女房が波底に沈めば、男は波上を泳いで二塚の城に帰ると言う様な事が書いてあります。（274頁）

『太平記』の成立過程と作者に関しては議論がある。それを津田左右吉は、『文学に現はれたる我が国民思想の研究（三）』で、この軍記物語は、まるで仏法の僧が書いた註釈のようで、全体構成の大きい物語を書くより、単純な挿話に力を費やして、全体の筋は、それを継ぎ合わせる糸に過ぎないと言う。また「越中守護自害ノ事」に、一つの「謡曲的光景」の特質を指摘する。<sup>3</sup> また、下田は作者に関しては、「鎌倉攻の條を除くの外、大抵法師の手に成つた」と見なし、このような男女の情愛の話には、恋の罪悪という主題があり、古代の男女の淡泊で現世的な関係と比較

して、非常な差異があると言う。時有の妻が死を以て「貞節」を守り、夫が自害すると妻自身も水中に身を投じたことは、「妄念の程こそ罪深けれ」とされ、それでは下田が言うように義を褒めるのか嘲るのか判断が難しい。こうした『太平記』の特質に関して、津田左右吉は、作者の残酷な「傍観的態度」があると言い、「儒学や仏教から出た道德観は文学上の知識たるに止まつて、実生活に影響することが極めて少なかった。」と指摘するが、こうした視点や具体的な男女の関係性に注目する点は、下田の見解と類似する。

相良亨は『太平記』の「人間理解」で、作者の立場を「現実の傍観者」と見なす。<sup>4</sup>そして、下田や津田と同様に、「越中守護自害ノ事」を、「夫婦の妄執とその亡霊のあわれな話」という視点から取り上げて、『太平記』の各所に現れる怨霊の動きは、死の凄惨さに繋がると言う。人間の貧嗔痴という三毒の中でも、特に「嗔恚（いかり）に捉われた人間性の現実」は、それ自体が乱の原因であり、その怨霊が乱世を志向する。『太平記』には、人間とは因果の理法に左右される存在で、「嗔恚」も前世の因果に関わり、現世での主体的責任を問うのは無意味との考えがある。

従って『太平記』の歴史観とは、現実の人間の責任に於いてではなく、「はかりえざる因果のはからい」として進行する。このように相良が語る所は、端的に「運命」のことである。それが好転しない者に、人間性の現実を凄惨な死と化し、その恨みが怨霊

になって現れる。そうした輪廻を解脱するのが仏法であるが、『太平記』の作者は、その持ち主にも関わらず、むしろ因果の理法に流される人間性の現実を描く。そのことを相良は、「仏教理念の行きづまりであり、現実の前に於ける仏教理念の敗北」と言う。

また、乱世にあつて女性は弱者で、政略結婚が盛んになり、物品視されることが多かった。その「人格」は、殆ど認められなかったが、主君から妻を与えられるのは男性の名誉であり、選ばれた女性も同様であつた。それが主君の媒酌であれば、家人も女性に無理は言わず、かなりの敬意が払われた。下田は当時の状況では、現在から見る程の「人権無視的な感じ」は、其の頃の人には無かつたと言う。

## 二、謡曲の三つの分類と狂言

下田は、『日本の女性』で足利時代の「唯一の文学」は謡曲と言うが、世阿弥や禅竹が描く女性像というような角度はない。同様に彼女が書いた『日本歴史教科書 下の巻』（文学社、一九〇三年）にも、「第二章 建式中興 室町時代」に「謡曲と称するもの出て来て、文学上にも一生涯を開き、室町時代の文学を代表するに至れり。」とある。このように謡曲の文学的評価が極めて高いにもかかわらず、『日本の女性』では、中心的課題としては論じてはい

ない。それは、第八章の最後に、「因に記す。」と前置きして、戦国時代の「代表的婦人小伝」に北の政所と淀君を除いたのは遺憾で、「両女に就いては巨細に研究したいと云う考えがありますので、已むを得ず茲に省きました。」と同様の保留の一種である。

謡曲の多くは仏説を表明し、登場人物は過去の罪障によつて地獄の苦しみを受けている。下田はそのことを、「妄執の念に駆られて、極楽往生が出来ない程の人物であるから、何れも執着が強くなっている。それは実際そうなくては、解脱涅槃を得ざす仏教の功德を称揚する事が出来ない」と言う。これは一つの本質の抽出であるが、謡曲の中の其々の女性像を仏法概念で概括するのは、下田の思想表現の基本的方針に背反する。下田の方法論には、第一章「序論 二、何を材料として婦人性を知るべきか」に引かれた、イポリット・テーヌの『英文学史』「序文」の思想への共感がある。下田の基本的方針は、テーヌの実証主義と横断的に連結する。<sup>5</sup> そうした具体的帰納法と、仏法概念で作品を抽象する演繹法とは、必ずしも折り合いは付かない。文学的水準が高く且つ広範に渡る謡曲に関して、それらを統一的に論ずるには、別の一書が必要と見なしたのであろう。

下田は、謡曲全般を三つに分類して、その代表的作品名を挙げるに止まり、其々の具体的内容は詳述しない。それは謡曲に登場する女性が、必ずしも当時の女性的特質を表現しないからである。

三つの分類の第一は、「時代物」で、「松風」「井筒」「忠度」「鉄輪」など伝説や物語の登場人物の靈魂が出て、生前の事実や死後の苦悶を訴え、名僧の法力によつて大往生を遂げるものである。第二の分類は〈世話物〉で、「小袖曾我」「烏帽子折」「熊野」などの歴史物語を脚色して、事実その儘を述べ、そこには足利時代的な見方も加わり、仏法的色彩を帯びる。第三の分類は〈物狂〉で、「加茂物狂」「弱法師」などの仏法を縦軸に、人情世態を横軸にするものである。

個々の謡曲の内容に関しては、「吉野静」「籠太鼓」などを多少とも具体的に取り上げるが、やはり簡略な解説に終始する。下田は「都会の婦人と地方の婦人の接近」(『婦人世界』、一九一三年)で、「昔の話に、鹿兒島の人が仙台藩邸へ使者に行つたところが、言葉が通じないので双方とも非常に困つて、謡曲の言葉を使つて話をして来たということがある。」と指摘する。このことは、謡曲が、時代や地域を越えた一般性を持つていた証拠である。むしろ「第八章 二節」では、下田は狂言の「墨塗女」「花子」の作品で、武士の思想とは異なる時代の女性像を詳説した。そして、狂言の特質は、「はかない事実を写實的に書き、その間に矛盾衝突を起さしめ、滑稽を呼び起」こすにあると言う。むしろ時代の表現とは、そうした日常卑近な所に鮮明な意味が現れる可能性がある。

### 三、女性に関する訓戒と制度

戦国時代には女性は弱者で、男性からの圧迫を受けて、どんな損害を受けるかも知れなかった。それで為政者は女性のために、嚴重な制度を作った。鎌倉時代は『貞永式目』で武士の横行を防いだ。だが、代を重ね訂正され、施行されるようになった。下田の論旨は、そうした女性問題に詳しいので、そのことを辿ってみよう。

女性に関する制度は、結婚及び離婚再嫁に関する法、財産法、犯罪に関する事等であつた。結婚については、妻の持参した財産は、夫とは別にして、自分のものとして所有が出来た。従つて夫が犯罪によつて、それを没収されても、妻が自分の財産を取り上げられる事はない。だが、夫が重罪によつて処分された場合は、「大罪は三族に及ぶ」という事から、妻のものも同様に没収された。離婚については、妻には殆ど権利がなかつた。離婚された女性に子供が居る場合には、男子ならば夫、女子ならば妻に附く。寡婦となつた場合には、遺産は嫡男を中心に、庶子の末まで分割する。寡婦が夫から讓状を受けていれば、それは寡婦のものとなる。其の家を去つて他に嫁する場合は、亡夫から受けた財産は没収されて、子供に付与される。子供が居ない場合は、其の跡を立てたり、寺社に寄進をした。寡婦の再嫁は、法律に禁じていないが、正当とは認められない。「貞女両夫に見えず」の教えは、この時代の式

目にもある。足利時代になると、『貞永式目』（一二三二年）の補填として『建武式目』（一二三六年）が設立された。また地方の諸侯の家法にも、女性に関する掟がある。だが、それらは何れも断片的で十全な規定ではなかつた。女性に関する訓戒の例としては、『甲陽軍鑑』や『早雲寺殿廿一箇条』などの一節を、次の様に引いている。

例へば、武田信玄は、嫉妬の咎は大なる事を言い、婦人が堅めを緩めて盜賊に入らるゝ咎、虚飾に耽つて男を放蕩ならしむる罪、或は父子不同席男女不同席と言つて、父子男女間の礼式を規定して居ります。北條早雲の廿一箇条の規則の中には、女子の日夕勉むべき箇条を書いて居ります。

一、ゆふべは、六つ時に門をはたとたて、人の出入によりあけさすべし。左様なくしては、未断に有之、かならず悪事出来すべきなり。

一、ゆふべには、臺所中居の火の廻り、我と見まはりがたく申付、其の外類火の用心をくせになして、毎夜申付べし。女房は高きも賤きも左様の心持なく、家財衣裳を取ちらし、由断多き事なり。人を召仕候共、万事を人に計申付べきとおもはや、我と手づからして、様態を知り、後には人にさするもよきと心得べきなり。（286頁）

下田の引用は、『早雲寺殿廿一箇条』の「第十九条 門事」と「第二十條 火事用事」である。これらは家法であり制度とは言えず、むしろ戦国時代の女子訓の一種である。

戦国時代の思想に関しては、和辻哲郎が『日本倫理思想史(三)』で論じている。その「第一章 武士的社會の再建」や「第二章 戦乱の間に醸成せられた道義の觀念」には、戦国時代の群雄が構造的に位置づけられ、『早雲寺殿廿一箇条』や『甲陽軍鑑』の中味が、精密に解説される。和辻は、『早雲寺殿廿一箇条』の「上たるをば敬ひ、下たるをばあはれみ、あるをばあるとし、なきをばなきとし、ありのままなる心持、仏意冥慮にもかなふと見えたり」(第五条 拝事)や、「上下万人に対し、一言半句にても虚言を申すべからず。かりそめにも有のままたるべし」(第十四条 不可申虚言事)を引く。こうした訓戒には、如何なる策謀よりも、最終的には正直が勝利するという北條早雲の思想がある。そして、和辻は、「民心を把握するのも結局は宣伝や見せかけではなくして、ありのままの現実なのである。彼はそれによって民衆の信頼をあつめ、従つてまた英雄として崇められるに至つた。」と述べる。

こうした問題は相良亨の『武士道』(講談社、二〇一〇年)にも、同様に取り上げられた。だが朝倉宗滴の「武者は犬ともいへ畜生ともいへ勝つ事が本にて候」の言葉の解釈をめぐつては微妙な差

異がある。和辻はそれを「放言」と見なすが、相良は、「きびしい姿勢」の一種とする。菅野覚明の『武士道の逆襲』(講談社現代新書、二〇〇四年)では、それを「あたりまえの大原則」としている。また「算用を知らば道理を知る」という『多胡辰敬家訓』を和辻は詳細に解説したが、相良と菅野が、それに全く言及しないことも相違の一つである。

だが、『甲陽軍鑑』の捉え方に関しては、こうした三人の思想家の類似が多い。和辻は、『甲陽軍鑑』は、甲州武士の軍法を説くが、その主題を取り上げる軍法の巻は戦術であるよりも、その原理となる政治的理想と指摘する。よき軍法とは大将が采配をよく取ること、よき采配とはよき法度である。そして、よき法度の元とは「正直・慈悲・智恵」である。信玄のような大将は実際に政治を行い、その政治家としての能力が、彼を英雄にした。この時代の武士の理想は、主従関係に於ける献身的態度よりも、国を治め、人を統率する者の理想となつた。そして、武士を士大夫として理解する立場の素地は、ここに既に出来ていたとの指摘は、武士の思想の根本問題である。

しかし、和辻の論旨に問題点を挙げれば、そこには戦国時代を生きた肯定的女性論が欠如している。『甲陽軍鑑』という書が孕む大筋の解説は明快でも、微妙な性質が等閑にされている可能性がある。

その『命期巻』には、大将としての資格の欠如の類型が、(一) ばかなる大将、(二) 利根過ぎたる大将、(三) 臆病なる大将、(四) 強過ぎたる大将、に分類される。その「第三の臆病なる大将」(品第十三 四君子犇牛巻三 弱過ぎたる大将の事)とは、「心愚痴にして女に似たる故、人を猜み、富める者を好み、諂へるを愛し、物ごと無穿鑿に、分別なく、無慈悲にして、心至らねば、人を見しり給はず、機のはしりたるなく、こほり堅まりたるやうなれ共、異相なり」である。それに関する和辻の解説に、「この女のような態度」(119頁)「女らしい猜み」(123頁)「おめおめと堪忍仕るほどの者」(125頁)などの言葉が、テキスト概念を同語反復的に頻繁に使用される。それは「男らしさ」「男道」に対して、質的に劣弱な形容であり、こうした二分法は、元より概念的に分かりやすい。だが、武士という存在の「心ばせ」「心構え」あるいは「氣組み」という自己性を軸とする「武士らしさ」の角度からは、「女らしさ」は必ずしも「男らしさ」に劣る様態には成らない。和辻は、「武士は剛強なる道義的性格を持ち、自他の価値を正直に認識し得なくてはならぬ。そこに男らしさの真義が認められる」と言う。実に明快な解説であるが、『甲陽軍鑑』の語りには、単なる女性否定ゆえの男性肯定に止まらない微妙なものがあ

る。

和辻の戦国時代の歴史社会的な構造の解明は綿密である。だが、

そこに具体的な女性像がこぼれ落ちている。それと対比的に下田の戦国時代の思想は、女性による女性の思想史である故に、和辻が非本質的な細部として、語るまでもなく棚に上げた事柄を丹念に書き尽している。

戦国時代には、家法の厳しい所では、女子が家長に断り無く外出したり、客人に面会し、他から物品を贈与したりすれば、家長から嚴罰を受けても仕方がないとされた。それを下田は、当時の男性が女性を圧迫したのは、自分達は常に戦場に駆馳して、留守宅を疎かにするのを怖れたからだと言う。女性が留守宅を取り締まることの意味は、決して非本質的な細部ではない。後の章で見ると、その可否から、様々な歴史的出来事が発生したとも言える。

また下田は、「西洋に在つては、戦乱時代からして、女性を敬愛するの度が高まり、日本では戦国当時から女性を抑へる程度が強くなったという、反対の現象を呈した事は誠に奇妙ではありませぬか。」と問う。この問題に明確に答えるには、西欧の騎士道と日本の武士道を具体的に比較してみる必要がある。そうした比較文化論は、既成の概念で双方の特質を規定して、それを抽象的に概括しても、その微妙な内実の變は取り逃がす。下田が『日本の女性』の「第八章」と「第九章」で行ったのは、戦国時代に於ける女性の生き方や死に方の具体的事例の呈示である。ほんの一人の女性の決心が歴史を動かす場合がある。今日から見れば、下

田の『日本の女性』とは、和辻の思想史を補完する意味がある。

次に、「第九章 南北朝足利戦国時代の婦人」に取り上げられた其々の女性像の内実を検討してみよう。

#### 四、南北朝・足利・戦国時代の女性像

下田の論旨に、『太平記』や『大日本史』の文献名は挙げられている。他の出典は明記されないが、それ以外にも個々の女性の生き方を描くのに、何らかの先行する典拠が存在したはずである。潜在的な影響まで推測すれば、「楠正行母」に限定しても、『碁太平記白石生嘶』や、『吉野都女楠』の近松浄瑠璃にまで及ぶ可能性がある。

しかし、『明良洪範』（江戸中期成立の逸話・見聞集。江戸千駄ヶ谷の聖輪寺の住持増誓の著。成立年不詳）など典拠らしきものは確定できる。「十、津田八弥妻」「十一、奥村永福妻」「十三、真田信之夫人」などは、『明良洪範』（巻二十四）に話の原型は似ている。あるいは芳賀八一の「序」が付いた『偉人と母』（井上民子、晴光館、明治四十三年）に、「一、楠正行母」「二、瓜生保母」があり、それが下田の手本の一種である。

『日本の女性』が書かれるに当たり、踏まえられた文献は、重層的に見える。また古典からの引用は、『日本古典文学大系』（岩

波書店）にある一般的文献ではなく、その出典が定め難い。だが、『日本の女性』の特質は、古典や歴史的文学的資料から具体例を積み重ねた先で、日本論としての歴史的文化や思想を語る所であり、それが単なる逸話の羅列ではないことである。そこには、〈模倣〉しつつ独創に達する表現的特質がある。それは「具体的且つ構成的な本質呈示」（渡辺二郎『芸術の哲学』、ちくま学芸文庫、一九九八年）の一種である。また、『日本烈女伝』（渡辺静一、防長標本社、大正四年）のように、『日本の女性』（大正二年）の影響を受けた後続の作品もあり、それらも踏まえて、下田の描写を辿ってみよう。

「第九章」に取り上げられた十四人の中から、①賢母としての女性像（楠正行母）、②女性の死生観（細川忠興妻、津田八弥妻）、③良妻としての女性像（真田信之夫人、奥村永福妻）、の角度から五人を選択する。彼女達は、時代精神の感化によつて益々と意志的且つ犠牲的献身性を持ち、そうした「節義貞操」の性格には、暗闇の時代に光り輝く貞烈さがある。

##### ① 賢母としての女性像——楠正行母

建武中興（一三三三年）は一時の花と散り、新田と足利の両家の確執は、足利尊氏に好機を与え、世は南北両朝に分かれ都は荒廃した。正成は何とかくして「我が君一統の御代の春」に戻そうと

した。しかし、尊氏が兵を率いて湊川口に押し寄せた時、正成は正行に後事を託し、桜井駅より息子を河内に還し、自身は湊川に戦没した。

和辻は、『日本倫理思想史(三)』の「第二章 神皇正統記と太平記」で、『太平記』は、「天皇尊崇の立場」と「人倫的国家理想」を、人々に意識させた点で、「古代精神の復興」を果たしたと言う。そして『太平記』の読みに関し、楠正成の討ち死にとは、所謂「聖運」の傾きを意味し、正成一人の生と死とに、建武中興の「運命」を作者が描いた意図を論じた。

和辻は、「巻第十六 正成下向兵庫事」の桜井駅楠公父子の訣別の話とは、作者が特に意識的に描いた箇所、そこから再度新しい展開が始まったと言う。それから先の意味は、正成の生ではなく死であり、「作者は、発端において正成の生の意義を挙揚したように、ここでは正成の死の意義を大きくかかげ、それによって一応のまとまりをつけようとした」のである。こうした指摘は、物語的な魂の再生を暗示し、『太平記』の全体構成に関する論点である。だが、このことは、先に津田左右吉が、『太平記』の全体の筋は、其々の挿話を継ぐ糸に過ぎないと言ったことと相反する。そして、和辻は、その話の次に続く、下田が取り上げる、「巻第十六 正成首送故郷事」で、父正成に死なれ、自らは生き残った母子の側の出来事の内容を、取り上げずに素通りする。それは

明治から大正・昭和時代の天皇制イデオロギーを背景に、余りに通俗的な逸話として論ずることを拒否したのかも知れない。だが、そこには確実に賢母という女性像があり、『太平記』にも「あはれ」の世界は描かれている。時代が変わっても、こうした逸話の指し示す内容は普遍的価値に接触している。次に、この逸話に関する所の下田と同時代的且つ歴史的な文献の具体例を検討してみよう。

この場面の語りには、かなり多様な形態が残っている。例えば『南朝太平記』（編者 黒川真道、国史研究会、大正三年）では、父の首を送り届けられた正行が、それを見て狼狽する場面は、「父の百影を見て歎きの除りにや、自害せんとし給ひけるを、家人共見付け、色々と宥めければ、誤りしと思ひ紛ひけん、其より心を取直して、父の遺命に任せ、遂には讎を報ぜん」とぞ勇みける。」のように、母は「家人共」という様に括られて、個としての正行の母（滋子）は登場しない。下田が、滋子（久子）のことを、「大日本史には其の生家詳らかならずとあります」と言うのは、「楠正成妻、不才知何氏女也」（『大日本史』巻之二百廿四、列伝第一、百五十一、列女、楠正成妻）を指すが、その記述の中心は「皆其母訓誨之力」にある。『太平記』（『日本古典文学大系』慶長八年古活字本、岩波書店）の底本でも、母が子に「梅檀は二葉より芳」と切々と論ずる印象的である。

明治時代から大正、昭和にかけての他の多くの楠正行に関する

文章は、同様の典拠を使用する。だが下田が使った「物にや狂ひし正行、こは何の為の生害ぞ」という高揚感をより煽る文章は『太平記』の一般的底本や、流布本にも見当たらない。それは頼山陽の『日本外史』（巻之五 新田氏前記 楠氏「一八二七年」の「汝何ぞ惑へる。乃父の汝を遣帰せしは、豈に汝をして自殺せしむるならんや。」を原型とする流れにある。そこから下田が踏まえた文章として、引用文を含めて一番近いのは、谷口流鶯の『少年龜鑑』（金松堂、一八九三年）の「小楠公」の文章や、「こや正行、狂ひたるか」という塩井ふく子の『日本女子百傑』（春陽堂、一八八八年、122頁）などである。

また同時代的には、「汝は狂せるか、父の汝を家に還し給ひしは死せよとの命ならず」という矢野織重の『袖擦百話』（東京滑稽社、一九一二年、156頁）にも近似する。南北朝・足利・戦国時代の女性像をめぐる下田の思想表現には、資料的には、わりと通俗的なものを格調高く使用する特質がある。そして後続の千葉春村の『偉人の母』（婦女界社、一九二五年、138頁）などは、下田の文章を手本とする祖述である。この時代には烈女伝が盛んに書かれたが、下田の『日本の女性』は、その一つの完成形態である。そして、多くの修身教科書には、その簡略化された話が採用された。次に下田の具体的描写を辿ってみよう。

敵の尊氏は、正成の首を河内の正行の許に送り届けた。それで

一門の悲歎は喩え様もなかった。夫人の滋子は氣丈であったが、亡夫の変わり果てた面影を見て、胸も張り裂けるばかりの歎きであった。僅か十一才の正行は、父の首を見て、氣絶するほどに悲しんで、持仏堂に走り入った。その様子を見た母の滋子は、直にその後を追って、物の蔭から窺っていた。正行は、靈前に向かい、父の記念の「菊一文字の短刀」を抜き、直に腹に突き立てようとした。

驚いた母は走り寄って、正行に取りすがり、「物にや狂ひし正行、こは何の為の生害ぞ（中略）父が汝を還し給ひしは、今日此処にて空しく腹切らせんとての事にてはあるまじ。」と言って、刃を取り上げた。そして、父亡き後は、息子の正行が金剛山の城に旗を翻して恩顧を集め、全力で戦えという遺言を思い出させた。正行は、自らの無謀を後悔し、それからは一心不乱に朝敵追討の工夫を凝らすようになる。母にはその間、幼主の正行を守り、城を維持し、天下の敵を引き受ける覚悟があった。この場面は井上民子の『偉人と母』（一九一〇年）には、「凡丈夫たる者事を為すに、子じめ我が心に決し、而して上一門老臣に謀りて決せよ、事毎に人に語ること勿れ」と母が子を誡めたという有名な話と一緒に描かれる。その母に関して、下田は「夫人が人格の尋常ならざりし事を想像するに余りある」と言う。こうした「人格」という概念に、近代の意味が含まれたとしても、息子を教育した賢母の愛情

という重みからは、その言葉には時代を貫く尊厳がある。いわば和辻の語った「人倫的国家理想」の基層に、母と子という根源的関係性は等閑に出来ない。下田が語ったのは、そうした親族共同体に於ける間柄的存在の意味であり、こうした思想表現は、楠正成親子の伝説さえ稀薄になった今日に於いて、和辻の思想史を補充する。

## ② 女性の死生観——細川忠興妻

この女性は、明智光秀の三女であり、現代小説にも繰り返し登場する。海外でも細川ガラシャの名で知られ、オペラの戯曲がある。「楠正行母」と同様に、下田の文章には重層的な典拠がある。紙数の都合から以下の下田の典拠をめぐる指摘は簡略にしてゆくが、その原型は『明良洪範』（巻二十四、細川越中守忠興の夫人、331頁）である。下田の論旨を中心に辿りながら、この女性の死生観を考えてみよう。

父の光秀は、主君の信長を恨み、本能寺の変（一五八二年）の後、自らも忽ち滅亡した。忠興は光秀の大逆を憤り、娘の彼女に罪は無くても、世間を顧慮して、三戸野山に送り、謹慎を命じた。夫の厳命で、その家を退去した彼女は、山の棲家で日々の生活を送っていた。だが、太閤秀吉は、深くその境遇を憐れみ、それで再び細川家に戻れることになった。謹慎の年月は十二年に亘った

が「貞節」を守り、その言行を慎んだ。

太閤亡き後、また天下に動乱が起ころうとしていた。大阪では淀君を中心として、石田三成が秀頼の命と称して諸侯を集め、徳川家康を倒そうとしていた。家康も一戦の避け難いを知って、自ら上杉景勝の征討に向かった。

上杉の叛乱は、石田と共謀して起こした事で、家康が征討しようとする間に、関西の諸侯を集め、前後から挟み討ちにする計画であった。家康の出発を見済まし、諸侯を招集した三成は、家康に附こうとする者が多数ある事を知っていた。それで何とか多くの味方を集めようと、当時大阪に在住する諸侯の妻子を人質にして、大阪城に閉じ込める計画を立てた。その第一番に交渉を受けたのが、細川忠興の妻である。

三成の使者は直に細川家に向かった。使者は「大阪在住の諸侯の夫人方、一刻も早く大阪城内に入られよ」と厳命を言い渡した。しかし、彼女は断乎としてその命を拒んだ。その返答は、「留守を預る妻たる身は、良人の命令無き程は一步も邸内を出る事罷り成らず」であった。使者の往復が再三に及んでも彼女は聞き入れない。忠興の妻を其の儘にして置けば、三成の威令は行われず誰も城に入らない。それで、数百の兵を遣わして、細川の邸を取り囲ませた。

彼女は初めから、「かねて斯うよ」と覚悟を極めていた。そし

て、先ず細川幽斎の妹で、年齢が七十歳になる老嫗と、細川家の夫人達を密かに逃がした。そして、「今は心安し」と奥の室に入り、其の時十歳になる男子と九歳になる女子とを近くに呼び寄せ、「今こそは死ぬべき時なれ。母がまづ御身を手にかけて、母も亦快く其の後追うて参るべし。能く心得候へし」と言い聞かせ、心静かに二人の子を差し殺し、返す刀で見事に自殺を遂げた。家臣等も邸に火を放ち、殉死した。この貞烈さが三成の心を動揺させ、それからは、諸侯の夫人を城内に誘引する事は止めた。

忠興の妻の貞烈な行為は、十二年間の困われの中にも現れていた。父の光秀が誅に伏した時、彼女に付き従う家人が、「今は免れる給はんに道無からん。(中略)とくとく御生害あらせ給へ。」と諫めた。だが、彼女は、「我は露許りも生命を惜しむ者にあらざ、同じ死すべき命ならば、良人の命を待ちて後こそ潔よく刃に伏し、貞と孝とを全くせま欲しけれ」と、その諫言を退けた。『明良洪範』には、「其時自殺せんと思ひしに、與市朗が幼年なる故に、成長の後は我君へ歸し奉り、其後何様にも成べき身の愛着に引れ、恥を忍びて命を完ふせり」とある。こうした女性の生き方を下田が、「百世の亀鑑ともすべき健全な行動」と称するのは、所謂「情念偏重」が抑制されているからであろう。

忠興夫人は、石田光成の兵に取り囲まれる以前、日常生活を送りながらも、死の覚悟が出来ていた。光秀謀反の時、家人に娘と

しての自決の諫めをされたが拒否したことは、形式的には、「娘は嫁げば夫に従う」の規範に倣ったとも言える。だが、彼女の私的内面性は、波乱万丈な運命に翻弄されながら、きつと後ろ髪を引かれる思いに駆られたに違いない。子供が出来てからは、その思いはさらに深まり、「成長の後は我君へ歸し奉」ろうと、強い意志で子供を育てた。

そうした一人の女性の数奇な生涯は、キリスト教圏にも伝わり、細川ガラシャの殉教としてオペラの戯曲になった。それはオーストリアのハプスブルク家の姫君達にも特に好まれたらしい。下田は、ガラシャがクリスチャンであったことに言及しないが、冒頭で「当時の歴史中最も有名な女性」とあるのは、そのことを暗示している。そして、「百世の亀鑑」に映るのは、普遍的価値に接触する女性の「節義貞操」の一生である。それは武田清子が、『日本文化のかくれた形』で探究した、「全人類に共通な無意識の深所にある根源的規範の泉」に通じる一つの歴史的事例であろう。

#### 津田八弥妻

織田信長の弟の信行に、津田八弥という優れた家臣がいた。八弥は百姓の子であったが、その才智によつて、次第に地位を高め、信長の附人の佐久間七郎左衛門と列席するまでになった。七郎左衛門は、武芸に優れていたが、才智では八弥に及ばず、性格も傲

慢であり、周囲から嫌われることが多かった。

七郎左衛門は、八弥が自分と肩を並べるのが不愉快であった。しかし、信行は八弥を寵用して、絶世の美人である勝女を自ら媒酌して、八弥に妻として与える約束をした。こうして勝女は、主人の命により許婚者になった。そして将来の幸福の日々を、指折り待っていた。だが或る夜、夫になるはずの八弥が、不意に暗殺された。加害者は勝女に惹かれていた七郎左衛門である。嫉妬の情から八弥の家に放火して、その混乱に乗じて八弥を殺し、其の儘に美濃の齋藤家に仕え、素知らぬ顔をしていた。その時の勝女の決意は、「一旦主人から許された以上、八弥は我が夫である。夫の仇なる七郎左衛門、やはか生して置くべきか。」である。そして主人の信行に暇を乞い、美濃国稲葉山の下に、伯父を尋ねて、齋藤家の城に入り込む機会を求めていた。

或る日、稲葉山で齋藤義龍が鷹狩をした。義龍は美しい勝女を偶然に見かけて、何故こんな田舎に住んでいるのかを尋ねた。勝女は、自分は京都の者で、伯父の縁をたよって厄介になつていと答えた。それで義龍からは、城中で奉公する気はないかと聞かれたので、勝女は渡りに舟と承諾し、城中に入り、齋藤道三の夫人に仕える事になつた。

翌年の三月、花盛りに齋藤家の城中の勇士十五人が、道三の前で、弓術と刀槍などの仕合を演ずる催事があつた。其の演目の十

五番目に、佐久間七郎左衛門の名があつた。勝女は、「この日こそ、我が大望成就の期なれ」と密かにその準備に取りかつた。遂に其の日がやつてきた。そこには齋藤道三を始め、夫人、嫡子の義龍、家臣達が列なり、十五人の猛者が控えていた。最後に登場したのは、佐久間七郎左衛門である。彼は高らかに名乗りを挙げた。この時、勝女は広場に飛び下り、佐久間の傍に寄つて、「夫の敵！」と一声叫び、短刀で敵の脇腹を突き刺した。佐久間は其の儘に倒れた。「夫八弥の仇思い知れや！」と勝女は喉元を刺し通した。

人々は、四方から馬場に飛び下りて勝女を取り押さえた。勝女は、仇を討つた以上は誰にも抵抗せずに、刀を其処に投げ出して潔く捉えられた。怒つた齋藤道三は、「何故に余が目の前をも憚らず、余が寵臣を害せしぞ」と言つた。勝女は悪びれず、夫の為の仇討ちであることを奏上した。道三を始め、その場の人々は事の真相を知つた。道三は出来る事なら生命を助けたいと思つたが、許す訳にもいかず、勝女を夫人に預けて、入獄させる事にした。夫人は勝女の貞烈に感動し、一刻も早くこの場を立ち退くことを勧めた。こうした経緯には、大いなる逆光に照らされた一人の女性の姿がある。彼女は其の場を去つて、岡崎の大須賀康高の家に身を寄せることになつた。

この出来事が、徳川家康の耳に入った。家康は勝女の貞烈に感動し、城中に大切に留め置いた。このことは、『明良洪範』（巻二

十四、329頁）には、「神君（家康）にも、其貞烈を感じ給ひ、如此者は男女に限らず万人の鑑也。城中へ入置扶助すべき由を命じ」とある。ここで注目すべきは、家康は男女の性別に捉われずに、その武士の鑑として称賛していることである。

それで勝女は安心して世を送れる様になった。だが、それを伝え聞いた七郎左衛門の兄佐久間盛政は、主人の織田信長に、勝女を得て弟の仇を討ちたいと申し出た。それで池田信輝を使者として、岡崎城に遣わし、「勝女を此方に渡されたし」との談判に及んだ。

家康は断固として信長の要求を斥けた。そして、「斯かる烈女を保護するのは武士としての面目」と言った。これを聞いて盛政は腹を立て、数人の家臣を岡崎に遣わし、密かに勝女を討とうとした。だがその術策も失敗して、二人の家臣は徳川方に生け捕られて打ち首になった。それで盛政の主君信長も最早黙って居られず、状況が複雑になり、織田と徳川の両家が兵力を以て勝女のことで争う様になった。板挟みになった勝女は、一人苦しんだ。その最期の場面を、下田は次の様に語る。

勝女は孤で悶え悲みました。徳川氏は大恩ある家である、織田氏は自家の縁者である、己れ一人の為に両家が不和になるとあつては、何とも申訳無い次第であります。「兎ても何でもあるに甲斐なき命なり。ここにて潔よく義よくの為に自殺し

て、両家の争いを未然に防がん。こはせめてもの報恩ならん」と思い定め、細々と感謝の心を筆に遺して、刃に伏して死にました。これで両家の争いは止まりました。家康公は愈々清く高き勝女が志を嘉し且哀れんで、我が菩提寺なる大樹寺に葬らせて、篤く烈女の霊を慰められたのであります。（320頁）

この話には綺羅星のような歴史上の人物達が登場する。奇特定の女性の一生の話とも言えるが、その根底には逸話に止まらないものがある。渡辺静一の『日本烈女伝』（一九一五年）に描かれた「勝女」の最後は、「お勝は『自分故に』と、この大事を和解するため自刃してしまった。中心点が消滅したので、両家の恨みも解けた。区々たる一婦人、尚ほ死所を得て堂々たる男子を顔色なからしむる」と結ばれる。『日本烈女伝』には、「勝女」は他の四十三人中の一人として登場する。語り自体は下田の『日本の女性』より娯楽性が強いが、明らかにその影響を受けている。

下田が語った女性像には、戦国時代の擬制としての親族共同体の中で、『よい死に方をする』ことへの重視』（『日本人の死生観』相良亨、ペリカン社、一九八四年）という態度が描かれている。そして「勝女」のように、それが同時に世界的且つ宇宙的な死生観を暗示する話も含まれている。勝女は、織田と徳川の同盟を持続させるために自らを空無化した。所謂「中心点」が無くなる

何故に均衡が戻るのかを原理的に論ずることは易しくない。そこには、「中空構造」(河合隼雄、『中空構造日本の深層』、中公文庫、一九九九年)という日本文化の構造に関わる問題が介在している。このことは、また「(信)とは「絶対が絶対に入り有限が無限に合する」(『おのずから』と「みずから」——日本思想の基層」竹内整一、春秋社、二〇〇四年)という根本問題が潜在する。

宗教学者の岸本英夫は、世界の死生観のパターンを四つに分類した。それは、一、肉体的生命の存続を希求するもの。二、死後に於ける生命の永存を信ずるもの。三、自己の生命を、それに代わる限りなき生命に托するもの。四、現実の生活の中に永遠の生命を感得するもの。(「生死観四態」という類型である。一、二、三、までの類型は其々の世界宗教に一般的に見られる傾向であるが、四、の類型には、日本的な特殊性が色濃く含まれる。それは有限の生に、「永遠の生命」という無限を見出す発想の一種である。

竹内整一は、『日本思想の言葉』で、それを「四は、生命を時間的に延長しようとするものではなく、『現在の刻一刻の生活の中に、永遠の生命を感得せんとするもの』である。一心不乱に画笔を運ぶ画家や、澄んだ心持ちで神社の広前に静かにぬかずく人、雑念を払って座る禪家などの例が挙げられている。」と解説する。

勝女が抱いていた死生観には、四の「現実の生活の中に永遠の

生命を感得」するパターンを軸にして、いわば義の為に、三の「自己の生命を、それに代わる限りなき生命に托す」という意志的なものが強靱であった。そして二の要素も全く無いわけではなく、四の「永遠の生命」を希求しながら螺旋を描くように上昇する。梟雄と呼ばれた道三や信長が困惑し、家康が敢えて同盟関係の信長に対抗して勝女を庇ったのは、武士としての存在根拠に通底する象徴的意味を、勝女の生き方に見出したからであろう。家康は彼女が自決した後、自分の菩提寺に葬って、その霊を慰めた。下田はそうした烈女の生涯に、「いたましい少女の運命」を見た。

また先の、細川ガラシャが抱いた死生観は、一の「肉体的生命の存続を希求」には、諦めの感情があつたかも知れない。彼女は、城を敵に囲まれて、細川家の夫人達を逃がし、十歳の男子と九歳の女子を、近くに呼び寄せて諭し、心静かに二人を差し殺し、返す刀で自刃する。

『明良洪範』も同様の展開であるが、下田は、別個の「一書には子どもをも落し遣って夫人のみ死せりとあり。或はこの論真に近き乎」の(注)を附している。彼女だけ自決(他説には自らを家臣に刺させたとも)したのであれば、それは三のパターンで、「自分の個体以外のものに永遠なる生命を托」したとも言える。様々な板挟みに遇いながらも、彼女自身の一生を、おのずから全うし

たように見えるのは、「うしろ髪をひかれるからこそ、最後まで気が違わないで死んでゆくことができる」（岸本英夫『死を見つめる心』）という言葉の意味が、その最期に相応しいからである。そこには信仰形態の奈何を問わず、死の残酷と非日常性を、あまり強調せずに、諦めや覚悟の深みに、「かなしみ」を抱く日本人の心があつた。

### ③ 良妻としての女性像―真田信之夫人

慶長五年、徳川方と豊臣方に確執が生じて、家康が上杉景勝の征討の為に関東に向かった時、真田信之は徳川勢に随つて関東に向かう事となり、居城の沼田に夫人を残して出発した。夫人は夫の出発に当たり、其の袖を引き、「御舅君（昌幸）の御心の中測り難し。」と注意を促した。『明良洪範』（巻二十四、真田伊豆守信之の夫人、330頁）にも、「夫人は本多忠勝の女にて、内府公の御養女と成し給ひ、信之に嫁せしむ夫人性質知勇あり」とある。信之は父昌幸と弟幸村との三人で、佐野に着いた。丁度其処へ、関西の石田光成から催促状があり、それは、「父子三人共に、豊臣家の旧恩を思ひ、御味方に参り給はれ」との依頼であつた。これを見た昌幸は二人の息子に、何れに附くべきかを相談した。すると、父子には意見の衝突が起きてしまつた。父昌幸と弟幸村は、太閤秀吉の御恩は忘れ難いから、如何なる事があつても豊臣家の

味方をすると言う。兄信之は、自分は豊臣家よりも徳川家に受けた大恩があり、それに背く事は出来ないと言う。遂には昌幸と幸村は豊臣家に付き、信之は徳川家に附いて戦場で相見えようという事になつた。

それで昌幸と幸村は信之と別れて、自分の居城に引き還す事となつた。父の昌幸は其の道すがら沼田城に立ち寄り、使者を派遣して、孫の顔も見たいから城中に一夜の宿を頼むと言わせた。だが夫人は、「舅は誰と帰つて来られたか。又何の為に帰られるか」を使者に尋ねた。使者は余りに急の御用で参上したので、何事も知らないと答えた。すると夫人は、「それでは我が夫（信之）は如何に成されしか」と聞いた。使者は「殿には後より御出であるべし」と答えた。

この一口で、夫人は夫と舅との間に何事か起こつて、其の為に舅だけ還るのだと直覚した。夫人は使者に向かい、「この城は我が夫の命を受けて預りたるもの、夫の仰せならでは、仮令舅君にもあれ、誰にもあれ、入れ参らする事は協ふまじ。」と言つた。

使者は度胆を抜かれて、早速昌幸の陣に還り、其の旨を申し上げた。すると昌幸はにつこりと笑つて「信之は良き妻を持たれけるよ」と夫人を褒めた。それで昌幸は城下に近い野中に陣を敷いて露営する事にした。すると夫人からは、夜具や調度や飲食品も十分に備え、諸事の礼を尽くして、気配りをして贈つて来た。

昌幸は夫の留守に、このように気を配る良妻の志に感動し、翌朝未明、其処を引き払った。夫人は兎に角も一役を果し、一息をついた。また城中では家臣達の妻子を集めて、親夫の留守中でも淋しくないように、折々に小宴を開き、その心を慰めた。夫の留守に城を取り締まることを覚悟していた信行夫人は、夫と舅との間に何事か事件が起こって、其の為に舅だけ先に還るのだと悟った。こうした判断力は、城を守る戦国時代の女性の果敢な知勇である。下田は、「絶対的婦人圧迫時代」と言はれました戦国の頃にも、亦かゝる一異彩を放った賢婦人」が居たと言う。

#### 奥村永福妻

本稿に選択して問題にした女性の他にも、下田は戦国時代に活躍した魅力的な女性達を描いている。そこには「武田勝頼夫人」や「山内一豊夫人」などもさることながら、特に印象深いのは、「奥村永福妻」である。

佐々成政は、奥村永福が立て籠もった城に押し寄せて、前田からの援兵の来ないうちに、一気に制圧しようとして、永福の小さな城を取り囲んだ。敵は大軍で、昼夜を問わず攻めて来る。戦いは益々困難に陥り、最早気力も乏しくなった。その時、永福の妻の小萩は、凜々しく長刀を掻ひ込んで、いざと言う時には敵中に斬って入る覚悟をしていた。そして侍女を指図し、兵糧の用意方

端に気を配り、男は全て戦場に出した。そして負傷者の手当をし、疲れる者には粥を与え、薬を調じて、「今暫時が程ぞや、よく守れよ、援兵の来たらん事、目のあたりなるぞ」と言つて、八方に駆け廻つて士気を鼓舞した。

数日後、遂に前田の援軍が到着した。佐々成政の計画は失敗し、越中に還るしかなかった。下田は、一八五四年に勃発したクリミア戦争に、イギリス軍の看護婦として、「慈悲仁愛の女神」と称されたナイチンゲールの伝記を読む度に、小萩のことを思い出すと言う。ナイチンゲールに関しては、『日本の女性』に先立つ著作の『女性宝鑑』（有信堂、一九〇六年）の「後編、古今東西賢婦女傑」「西洋」（25頁〜29頁）に、詳述がある。彼女は後方基地の病院に居て、看護婦の責任者として活躍した。その「人道より来たる慈愛」と、小萩の「忠節なる夫に對する情としての貞実」は、両者とも戦場で傷ついた兵士を実践的に救った。その点で、彼女達の愛情は能動的に他者に与えるものであつた。

和辻哲郎は、「もし戦国時代が単に暗黒の時代・疲弊の時代に過ぎなかつたのであるならば、その直後にあれほど華々しい文化的創造はあり得なかつたであろう。」（『日本倫理思想史（三）』「第一章 武士的社会の再建」と述べた。所謂「婦人圧迫時代」にもかかわらず、そうした暗闇の中に輝く女性が生きていた。当時の時代精神は、優美よりも剛勇を、そして夫婦の情よりも君臣の

義を第一に置き、自らの不甲斐なさを感じた女性も多かったはずである。

しかし、同時に志を抱く女性は、こうした時代精神の影響や、それ以上に〈信〉の力によって活かされて、受動的能動とも言うべき「節義貞操」の性格を發揮するようになった。<sup>10</sup>「情念偏重」を抑制出来る貞烈な女性が、確かに出現した。下田歌子は「日本の女性」の「第八章」と「第九章」で、暗闇の中で、大いなる逆光に照らされて、そこに貞烈に輝く女性を描いたのである。

## ■注

1 本稿では、「下田歌子著作集 香雪叢書 第三卷『日本の女性』」(実践女学校出版部、一九三三年一月)を使用し、『日本の女性』(実業之日本社、一九一三年二月)も併用した。文字遣いなど旧字体を新字体に適宜変更した。一行あけて引用した下田の文章には、『香雪叢書』の頁数を(268頁)のように附けた。本稿で取り上げた『香雪叢書 第三卷』の第九章「南北朝足利戦国時代の婦人」は、「一、楠木正行母」「二、瓜生保母」「三、菊池武時夫人」「四、辨内侍」「五、伊賀局」「六、鹽谷高貞夫人」「七、山名氏清夫人」「八、武田勝頼夫人」「九、細川忠興夫人」「十、津田八弥妻」「十一、奥村永福妻」「十二、山内一豊夫人」「十三、真田信之夫人」「十四、小野阿通」の

節立てである。尚、改訂版の第九章の構成は、初版で(五)「菊池武時の夫人」であったのが、(三)に入れ替わった。

2 「下田歌子の『日本の女性』——鎌倉時代の女性像をめぐる——」(拙稿「専修人文論集第98号」二〇一六年三月)。

3 津田左右吉「文学に現はれたる我が国民思想の研究(三)」(岩波文庫、一九七七年十一月)。この著作の初版は、一九一七年から一九二二年であり、一九一三年に初版の下田の『日本の女性』の方が上梓された時期は早い。

4 相良亨『日本人の死生観』(ベリかん社、一九八四年六月)。

5 下田は『日本の女性』の「第一章 序論 一」に、*Histoire de la Littérature Anglaise. par H. Taine Tome Premier Paris Libraire Del. Hachette Boulevard Sain-Germain. No. 77, 1863 Droit Traduction réservée. Introduction, pp. 8-9*の言葉を、文語調に翻訳して引用する。そこには坪内逍遙の影響がある。原文理解には、『英国文学史』(イポリット・テーヌ、訳平岡昇、創元社、一九四三年、一月)があり、参考にした。また、丸谷才一は、『日本文学史の試み』(津田左右吉に逆らって)批評集第一巻、文藝春秋、一九九六年)で、「津田はおそらくテーヌの圧倒的な影響の下にあつてこの大著を書いたのである」と指摘する。芳賀矢一も同様に、テーヌの影響下にあつた。このことは『日本の女性』の方法論を検討するのに重要であり、今後の課題

にしたい。

6 和辻哲郎『日本倫理思想史(三)』(岩波文庫、二〇一一年六月)。

7 『甲陽軍鑑』(校訂/訳 佐藤正英、筑摩書房、二〇〇六年十月)は、酒井憲二 編著『甲陽軍鑑大成』(汲古書院)に所収の土井本を底本として、磯貝正義・服部治則 校注『甲陽軍鑑』(人物往来社)に所収の明暦本(『甲陽軍伝解』との異同を含む)を校合して整理されたもので、和辻の使用したテキストと異なる。そこには、「二、第三番に臆病なる大将は、心愚痴にして女に似たる故、ひとをそねみ襟元につき、意地不甲斐なくして、いかにも無穿鑿に分別なく無慈悲にて心至らねば、ひとを見知り給はず、機のはしりたることなく、氷堅たるやうなれどもひよんなり。」とある。

その「解説」に「『甲陽軍鑑』における信玄は、たんに理想的な武将として讚美されているだけではない。信玄が抱えこまざるをえなかつた孤独への深い詠歎が讃辞の奥深くに流れていて、読み手を魅する」とある。筆録者の高坂昌信は、彼自身を武田家の武将の中で「第一の臆病者」と語った。昌信という武将には、自らの内に女性的なものを見いだしていた可能性がある。

8 武田清子『日本文化のかくれた形』(岩波書店、一九九一年十月)。この問題は前掲注2で詳述した。

9 竹内整一『日本思想の言葉』(角川選書、二〇一六年八月)。

10 仲俊二郎『凜として——近代日本女子教育の先駆者下田歌子』(栄光出版社、二〇一四年十一月)の「四 招かれざる嵐」に、森鷗外の『青年』を取り上げて、小泉純一が、先輩の大村と上野駅の待合室で、その姿勢が凜とした高畠詠子に、眼を奪われた場面が引用される。小説中の高畠詠子とは下田歌子のことである。鷗外はその印象を、純一に「とにかく英雄である。絶えず自己の感情を自己の意志の下に支配している人物であろう」と語らせる。このことから、戦国の貞烈な女性を描いた下田自身に、そうした烈女性があつたとも言える。

(なごとう・まさお/東京理科大学非常勤講師)